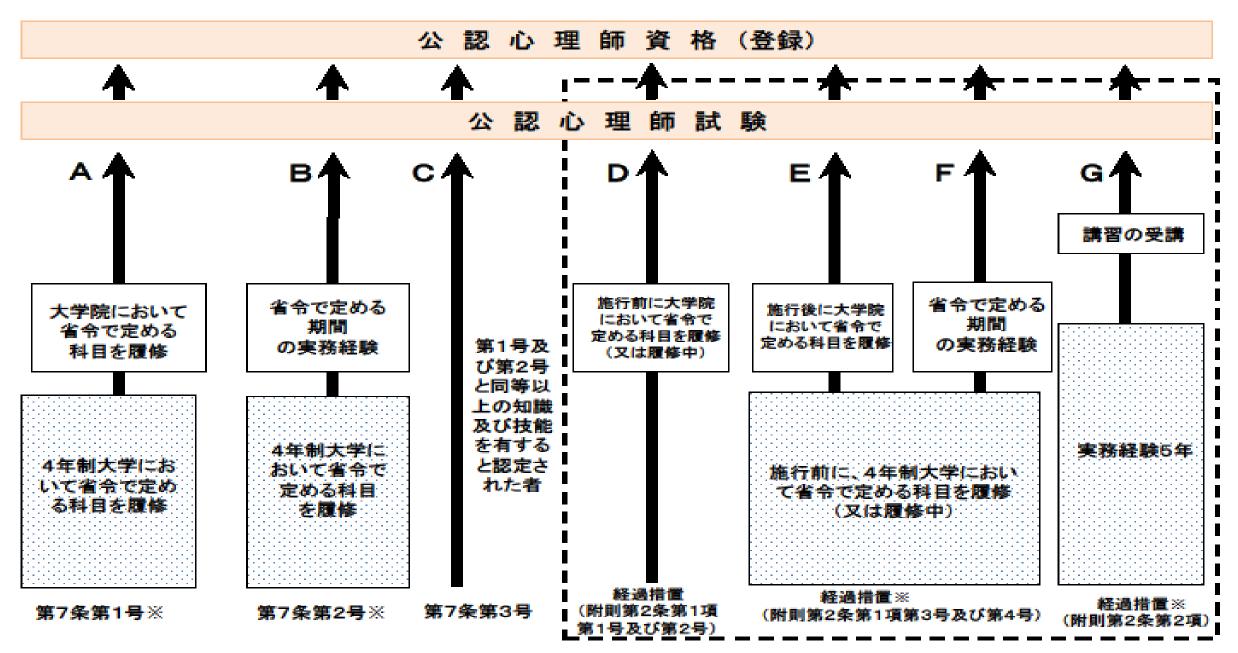
日本心理臨床学会第36回大会 資格関連委員会・カリキュラム委員会 合同企画シンポジウム

「公認心理師養成の課題と展望」

公認心理師受験資格情報の現状

鶴光代

(一般社団法人日本心理臨床学会)



※該当条文に基づく受験資格取得者に「準ずるもの」を省令で定めることとされている。

いわゆるDコース

心理研修センター HP 11月15日掲載

大学院用(Dコース用)の公認心理師試験

「修了証明書・科目履修証明書」様式

(「公認心理師になるために必要な科目」への読替えのための証明書様式)

現任者講習会を受ける必要はありません。

主務官庁及び試験機関において、本証明書を発行した大学院における確認を尊重する

*務使用欄 大学院用 区分D 修了 公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書 [公認心理師法施行規則附則第2条に規定する科目]														
氏	リガ	ナ 名	(姓) (名)							生	年 丿	F	1	
研	究科 専攻	•							1					
入	入学年月		年	月	修了年月		年	月			年	月	Ħ	生
	大学院における必要な科目					履修		対応す	る開	講科目				
	1	保領	医療分野に関	支援の展開										
	2	福祉	福祉分野に関する理論と支援の展開											
ı	3	教育	(育分野に関する理論と支援の展開											
	4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開												
	5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開												
	上記 I の 5 科目のうち、履修した科目数					H H	左記Iの5和 すること	料目のうち、	1 &	含む 3	科目以	人上を	履修	

		大学院における必要な科目	履修	対応する開講科目
п	6	心理的アセスメントに関する理論と実践		
	7	心理支援に関する理論と実践		
	8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に 関する理論と実践		
	9	心の健康教育に関する理論と実践		
	上記Ⅱの4科目のうち、履修した科目教			左記Ⅱの4科目のうち、2科目以上を履修すること
	大学院における必要な科目			対応する開講科目
П	10	心理実践実習		
	上記皿の10の履修			左記Ⅲの10については、必ず履修する。ただし、施 設の分野及び時間数は問わない。

- (注) 1 一つの必要な科目に対応しているとした開講科目を、他の必要な科目に対応する科目として記入することはできません。(「履修」欄は、履修した科目の□に√点でチェックしてください。また履修していない科目の□を取り消し線で消してください。)
 - 2 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行 されたものを提出する必要があります。
 - 3 本証明書の記入にあたって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください(消せるボールペンは使用不可)。

上記の者は、当大学院において、大学院における必要な科目と定められた上記科目を修めてその課程を修了したことを証明します。

	年	月	日			事務使用欄 ※何も記入しないでください。
所在地					ı	
大学名				印		
大学代表	受者氏名	1				

Dコース(修了者): 科目の履修証明

29文科初第881号障発0915 第9 号平成29年9月15日 「公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師 になるために必要な科目の取扱いについて」

科目の読み替えは、(別表3)を参照

大学院における必要な科目名

具体的な科目名の例

①保健医療分野に関する理論 と支援の展開

精神医学特論 心身医学特論 神経生理学特論 精神薬理学特論 臨床心理学 ② 福祉分野に関する理論と 支援の展開

発達心理学 特別支援教育 障害者(児)心理学 障害児の教育と心理

③ 教育分野に関する理論と 支援の展開



学校臨床心理学特論 発達心理学 特別支援教育 学校心理学 教授・学習心理学 障害児の教育と心理

公認心理師試験の受験申込みに必要な科目の「履修証明書」の発行

大学が発行する

(受験申込方法、期間が発表された日時以降) 経過措置の科目該当の可否は、 各大学院において判断

別表3に示した科目名は例示

この科目名以外の開講科目が必要な科目に該当すると各大学院において判断することは可能。



いわゆるFルート

(受験資格) 法第7条第2号

学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師と なるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定める ものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学 省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学省令・厚生労働 省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める 期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事 したもの

附 則 抄 (受験資格の特例)

第二条

施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学 その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・ 厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に 準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、 第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設に おいて同号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上 第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの

「定める施設」とは

施行規則 第五条

法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるもの

- 一学校教育法に規定する学校
- 二裁判所法に規定する裁判所
- 三 地域保健法規定する保健所又は市町村保健センター
- 四児童福祉法に規定する……施設、児童福祉施設又は児童相談所
- 五 医療法に規定する病院又は診療所

「定める期間以上」とは

施行規則 第六条 法第七条第二号の 文部科学省令・ 厚生労働省令で定める期間は、 二年とする。



Fルート 【公認心理師の受験資格の特例に関する注意事項】

公認心理師受験資格の特例においては、いわゆるFルートで、 受験できることになっている。

しかし、Fルートの実務経験は、文部科学省及び厚生労働省が認めるプログラムを設けた施設においての実務経験であることが必要。

現時点では、そのようなプログラムを設けた施設はまだない。

実質的には、Fルートによる受験者は存在しないことになる。 第1回の国家試験では、Fルートで受験することはできない。

大学卒業後の実務経験

文部科学省・厚生労働省による**公認心理師カリキュラム等説明会** (平成29年7月31日)資料「公認心理師のカリキュラム等について」より

- ○文科大臣・厚労大臣が認めるプログラムにのっとって 業務が実施されている施設において 2年以上の実務経験。
- ※プログラムとは、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(要心理支援者に対する相談援助等)の業務の実施に関する計画。標準的には3年間でプログラムを終えることを想定。

大学卒業後の実務経験

プログラムの基準の概要(施設において必要なプログラム)

- ①目標 プログラムの目標が、公認心理師のカリキュラムの到達目標を 達成できるように定められていること
- ②指導者 心理に関する業務を行っている者 (実習指導者の資格を有する者)が 指導にあたること



- ③内容 以下につき具体的な内容が明記されていること
- ・自施設における業務内容(多職種との連携を含む)
- ・心理に関する支援を要する者等に対する面接等の実施時間及び 回数

(720時間以上かつ240回以上。 集団を対象とした支援を実施する場合を含む。 当該面接等については前後に指導者から指導を受けることも含む。 このうち270時間以内を、心理学等に関する専門的な知識の 習得を目的として、大学院の科目に相当する講義の受講等により 代替することは可能。)

-3例以上のケースを担当すること

- .他分野の見学・研修の内容
 - (保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野のうち、 主として業務を行っている分野以外の2分野60時間以上が 望ましい。)
 - 指導体制と指導スケジュール
 - -プログラムの期間
 - 到達目標の管理方法
 - プログラムを適用する者の受入可能定員

4期間

プログラムの期間については、面接等の実施時間及び回数を踏まえると、

標準的には3年間でプログラムを終えることが想定される

チーム学校構想とSC(答申)

課題: 勤務日数、柔軟な対応しにくい

財政事情、配置等の拡充が難しい

改善方策

SCを 学校に必要とされる標準的な職として、 職務内容等を法令上、明確化することを検討

日常的に相談できるよう、配置の拡充・資質の 確保

将来的には正規の職員として規定



各方面でのSCの活用

子どもの貧困対策会議

SC: 児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、

貧困対策のための重点加配等、配置を拡充

児童虐待防止対策強化プロジェクト:早期発見と適切な初期対応 SCの配置を充実

ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定) 特別な配慮を必要とする児童生徒への 教育相談機能の強化 31年度までに、SCを全公立小中学校に配置

各方面でのSCの活用

性同一性障害に関わる児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について SCの性同一性障害の研修会

第3次犯罪被害者等基本計画 被害少年等に対するカウンセリング体制の充実

児童の性的搾取等に係る対策の基本計画

通称「ストレスチェック制度」 改正労働安全衛生法 平成27年12月1日施行

「労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、 医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握する ための検査及びその結果に基づく医師による面接指導 等を内容とする制度」

実施者:① 医師

- ② 保健師
- ③ 検査を行うために必要な知識についての 研修を修了した看護師又は精神保健福祉士

汎用性資格の活かし方と 領域専門性

専門医の認定のひとつとして「総合診療専門医」

「専門医の在り方に関する検討会」報告書を受けて、 平成 26 年に設立された一般社団法人日本専門医機構

総合心理支援を専門とする公認心理師 どこに行けば自分に適した心理援助を受けられるのかが 分からないゆえに躊躇している 相談しやすい、間口の広い心理支援

領域による専門公認心理師

医療専門 公認心理師 福祉専門 公認心理師 教育専門 公認心理師 司法·犯罪専門公認心理師

產業·労働専門公認心理師

